

悪質商法あれこれ その3

1. キャッチセールス

アンケートなどを装って街頭で通行人に近づき、喫茶店や営業所に連れて行って商品・サービスを売いつける。

(例)化粧品, 絵画, エステティックサービス

2. アポイントメントセールス

電話やハガキで「プレゼントに当選した」「会ってお話したい」などと、喫茶店や営業所に呼び出し、商品・サービスを売いつける。異性の販売員に対する恋愛感情を利用することも。

(例)教養娯楽教材, アクセサリー

3. 資格商法

「受講するだけで資格が取れる」などとウソの説明でだまし、講座や教材を契約させる。以前に契約した講座の継続を言い、高額な継続料や解約料を請求される二次被害も。

(商品例)資格講座

☆☆☆☆☆☆ 契約は慎重に ☆☆☆☆☆☆

商品及びサービスに係る契約等のご相談は・・・

福岡市消費生活センター

TEL:092-781-0999 (相談コーナー直通)

※電話番号のかけ間違いにご注意ください

福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ 7階

☆市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「消費生活・各種相談」をクリック! かわら版のバックナンバーが印刷できます。

コピーして、回覧・配布などにお使いください。